

令和6年4月1日から

規模・業種にかかわらず対象

新たな化学物質規制が全面施行されます

京都労働局 労働基準部 健康安全課

国内では数万種類の化学物質が流通し、危険性や有害性が不明な物質も多数含まれます。化学物質による労働災害は、薬傷、急性中毒のほか、がん等の遅発性疾病も後を絶たないことから、新たな化学物質規制がスタートしており、令和6年4月から全面施行されます。

令和6年4月から施行される主な事項

1 ラベル表示・SDS等通知・化学物質リスクアセスメントの対象物質（リスクアセスメント対象物）が拡大されます

対象物質が234物質追加され、（既存物質との統合整理の結果）計896物質となります。なお、リスクアセスメント対象物は、**今後も年々追加**されます。



令和6年4月分対象追加物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001039137.xlsx> →

← 令和7年4月・令和8年4月分対象追加後物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（化学物質リスクアセスメント指針。平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日最終改正）） <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf> →



これまでリスクアセスメント対象物を扱っていなかった事業場でも、対象物質拡大により対象となることが起こります。化学物質は、大半の業種においてもいたるところで使用されており、小売業や介護施設などの第三次産業でも対象となります。

2 ばく露の程度を「濃度基準値」以下とする義務が生じます

令和5年に、リスクアセスメント等の結果を踏まえて労働者のばく露の程度を最低限とする義務等が施行され、加えて、令和6年4月から、**リスクアセスメント対象物のうち67物質に「濃度基準値」が設定され、ばく露を「濃度基準値」以下とすること及びばく露を濃度基準値以下に低減するために講じた措置の状況等の記録の作成・保存が義務付けられます（がん原性物質は30年、他は3年）。**

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上実施します。（法令に手段の定めがある場合は、これを守る必要があります。）



ばく露低減対策の検討は、左から順に行いましょう

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせることで効果的です。



濃度基準値一覧（令和6年4月時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001102562.xlsx> →

← 作業記録等30年間保存物質対象リスト（令和6年4月時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001064830.xlsx>

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について（令和5年4月27日付け基発0427第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091753.pdf> →

← 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091556.pdf>



3 「皮膚等障害化学物質等」への接触防止措置が義務付けられます

化学物質の皮膚や眼への接触防止は、一部物質について、特定化学物質障害予防規則及び四アルキル鉛中毒予防規則による義務と、労働安全衛生規則による努力義務がありますが、**新たに、労働安全衛生規則により義務となる物質が設定され、適切な保護具（保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等）の着用が必要**となります。



皮膚等障害防止のための保護具等対象物質リスト（令和6年4月時点）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001164701.xlsx>

→



← 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第1版 令和6年2月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>

リーフレット『皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に
「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます』→
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf>



4 「化学物質管理者」の選任が義務付けられます

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い、譲渡提供のいずれかを行う場合、業種、規模にかかわらず、事業場ごとに「化学物質管理者」を選任することが義務付けられます。

なお、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、下表のカリキュラムにより行われる専門的講習の修了者からの選任が義務付けられます。

リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト（令和5年3月公表）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001107730.pdf>



	科目	時間数
【講義】	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害の発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
【実習】	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

製造を行わない事業場で選任する化学物質管理者には、要件はありませんが、専門的講習を修了すること勧奨されます。

5 「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられます

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場において、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（下表参照）のうちから「保護具着用管理責任者」を選任することが義務付けられます。

- ① 「化学物質管理専門家」又は「作業環境管理専門家」の要件に該当する者
- ② 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ③ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ④ 作業に応じた、作業主任者の資格を有する者
- ⑤ 安全衛生推進者養成講習を修了した者
- ⑥ 「安全衛生推進者等の選任に関する基準」のうち、安全衛生推進者の選任基準に該当する者（以下は主なもの）
 - ア 大学（短期大学含む）又は高等専門学校を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - イ 高等学校を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - ウ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、「保護具着用管理責任者教育」を受講した者を選任することとされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」も、保護具着用管理責任者教育の受講が望まれます。

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001031069.pdf>



6 「リスクアセスメント対象物健康診断」の制度が開始されます

事業者による自律的な化学物質管理の一環として、化学物質のリスクアセスメントの結果、当該化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対し、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するものです。

リスクアセスメント対象物健康診断の種類	対象者	健診項目	実施時期
リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合 (安衛則第577条の2第3項)	関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者	医師又は歯科医師が必要と認める項目	産業医等の判断に基づき事業者が設定
濃度基準値を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき (安衛則第577条の2第4項)	濃度基準値を超えてばく露したおそれがある者	医師又は歯科医師が必要と認める項目	速やかに

リスクアセスメント対象物健康診断は、従来の特殊健康診断のように実施頻度や検査項目が法令で定められていないため、事業者が、実施の要否、対象労働者の選定、検査項目・実施頻度の設定等について判断をしなければなりません。判断に当たっては、「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」をご参照ください



リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等
について (令和5年10月17日付け基発1017第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001171288.pdf> →

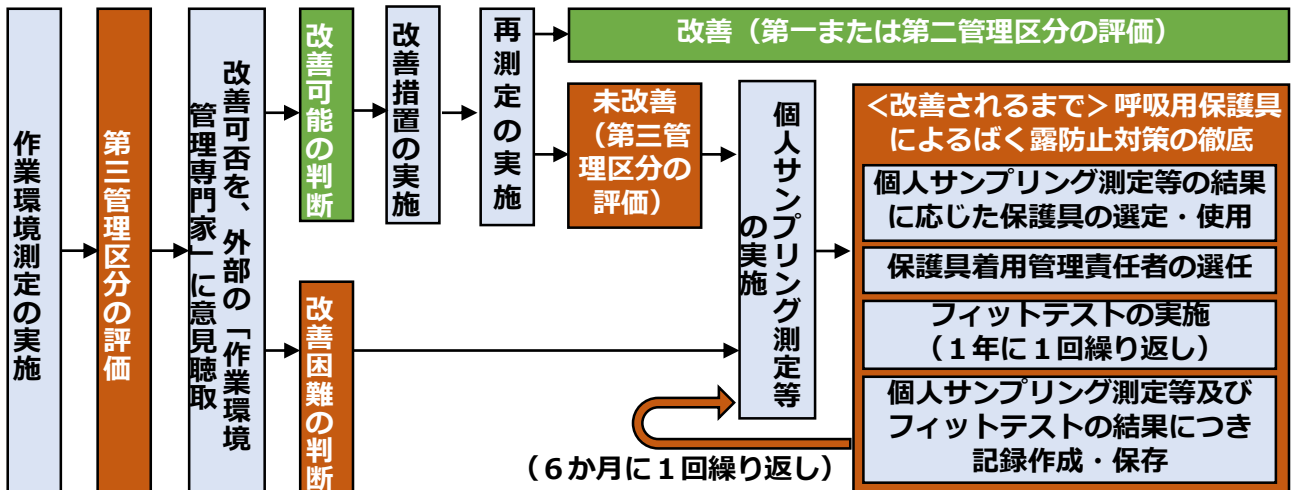
← リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001181772.pdf>



7 作業環境測定結果が第三管理区分となった場合の措置が強化されます

特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定結果の評価の結果、第三管理区分に区分された場所について、第一または第二管理区分とする義務が設けられてきましたが、これに加えて、以下の措置の実施が義務付けられます。



「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」
(令和4年厚生労働省告示第341号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001018471.pdf> →

← 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の
適用等について (令和4年11月30日付け基発1130第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001018473.pdf>



防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等
について (令和5年5月25日付け基発0525第3号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001100842.pdf> →



対応手順の概略

把握

- 事業場内で扱う**すべての物質**についてリストアップ
- SDSの入手などにより、**リスクアセスメント対象物に該当するか確認**

体制整備

- 事業場ごとに「**化学物質管理者**」を選任
- **衛生委員会等の設置・審議**

リスクアセスメント等

- 使用する物質ごとの「**危険性・有害性**」を特定
- 特定された「**危険性・有害性**」に対する**リスクを見積もり**
- (濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合)
濃度基準値以下であることを「**確認測定**」で確認(技術指針)
- **リスク低減対策の検討**

措置実施

- **リスク低減措置の実施**
- (保護具を使用する場合)「**保護具着用管理責任者**」の選任
フィットテストの実施(技術指針)

この他、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則及び石綿障害予防規則等に規定される特別規制(作業主任者設置、ばく露防止設備の設置、作業環境測定、特殊健康診断など)を遵守する必要があります。

内容や対応方法等をお調べの際は、以下のページをご活用ください。

厚生労働省ホームページ内

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

→

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



← 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内「化学物質」のページ

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/> →



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都労働局・労働基準監督署

お問い合わせ先：京都労働局労働基準部健康安全課（TEL：075-241-3216）または労働基準監督署

(R6.3)